

平成 24 年 6 月 26 日
土 木 部

配置技術者の雇用条件の緩和について

「東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業法の特例措置等について」（平成 23 年 3 月 23 日付け国土交通省総合政策局建設業課長）で工事に配置される専任の監理技術者等の「恒常的な雇用関係の取扱い」の特例措置が通知されたところですが、その対象工事等について明確化を図りました。

- 1 特例措置の「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」に該当する工事
東北地方太平洋沖地震等により緊急を要する災害復旧工事等の随意契約により対応する工事
- 2 対象工事における専任の監理技術者等の雇用関係の要件
見積書の提出日において直接的な雇用関係にあること

【問い合わせ先】 土木部 建設産業室 （担当者）主幹 本田伸一
電話 024-521-7884 内線 3525
FAX 024-521-7949